

## 別表六の二（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正前措置法（令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法をいいます。以下同じです。）第68条の15の6の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和4年改正前の令和2年改正前措置法第68条の15の6の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。  
なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額5」及び「同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額7」の各欄は、令和2年改正前措置法第68条の15の6の2第2項第1号に規定する条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した同条第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備のうち同号に規定する特定基地局用認定設備に係る額の合計額を記載します。